

緊急事態(地震、洪水、台風、火災など)発生時の行動基準

【指針】

生命の安全を確保することを第一とし、状況に応じて被害を最小限に食い止めるよう努力すること

【地震】

・震度5弱以上の地震が業務中や自宅で発生した場合、以下の事項を基準に判断する。

◆帰宅に関する基本事項

以下の要件に当てはまる帰宅を希望する従業員

- ①安全に帰宅可能な交通手段、徒歩経路がある
- ②帰宅可能な体力、健康状態
- ③家族が死傷または安否不明
- ④自宅等が損壊
- ⑤その他、家族保護のため必要な場合

◆出社に関する基本事項

- ①安全に出社可能な交通手段、徒歩経路がある
- ②職務可能な健康状態である
- ③家族の安全等に関し、重大な懸念事項がない

【台風】

・以下の事項を基準に判断する。

- ①業務時間中に暴風域*に入ることが予想される場合、マイカー通勤以外の従業員を優先的に帰宅させる。
- ②出社時間帯に暴風域*に入っている、または入ることが予想される場合、上長へ連絡の上、出社を見合わせ、その後の指示を仰ぐ。
* 暴風域：平均風速25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲

【大雨・洪水】

・警戒レベルに合わせた、以下の事項を基準に判断する。

警戒レベル	情報	基本事項
警戒レベル5	大雨特別警報	(就業時) 安全に帰宅できる状況が確認できるまで無理に帰宅しない。
(災害発生情報)	氾濫発生情報	(在宅時) 自宅待機。大規模災害時の安否連絡を行なう。
警戒レベル4	氾濫危険情報	(就業時) 安全に帰宅できる状況を確認し、マイカー通勤以外の従業員を優先的に帰宅させる。
(避難勧告・指示)	危険度分布「非常に危険」(うす紫)	(在宅時) 上長に報告の上、自宅待機。場合によっては大規模災害時の安否連絡を行なう。
警戒レベル3	大雨警報	(就業時) 防災情報に注意を払う。上長は従業員の帰宅について検討を始める。
(避難準備)	洪水警報	(在宅時) 防災情報に注意を払う。安全に出社できない場合、上長に報告の上、自宅待機。
	危険度分布「警戒」(赤)	

※気象庁のホームページ、大雨危険度分布及び洪水危険度分布による

【その他】

・災害は刻一刻と状況が変わります。上記の基準に該当しない場合もありますので、その時は指針に沿って自己で判断し行動してください。